

9/22(木) 京都市

### 民間の賃貸物件を

### 被災者住宅に活用

京都市と5不動産団体協定

防災の日の1日、京都市は京都府内の五つの不動産団体と被災者用住宅の確保に向けた協定を結んだ。地震や風水害で住宅が大規模に損壊した際、民間の賃貸物件を市が借り上げて応急

の住宅として活用できるように団体がサポートする。

市と協定を結んだのは府宅地建物取引業協会や日本賃貸住宅管理協会府支部など。各団体は市内の賃貸マンションやアパートの空き部屋の情報を市に提供するほか、借り上げや被災者の入居など事務手続きにも協力する。

この日、中京区の市役所で締結式が開かれ、門川大作市長は「災害時に既存の空き部屋を活用できれば迅速に支援できる」とあいさつ。同府支部の櫻井啓孝支部長は「既に有事に向けた準備は進めている」と応じた。

また同日、京都府と市、一般社団法人プレハブ建築

被災者用住宅の確保に向けた協定書を確認する京都市や不動産団体の関係者(1日、京都市中京区・市役所)



協会(東京都)の3者は応急仮設住宅の建設に関する協定を締結。仮設住宅が必要になった際、府や市が建築関連会社などをつくる同協会に依頼し、早期に整備を進める体制を確認した。

(高山浩輔)